

平成25年度第11回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成26年2月20日(木) 午後2時

召集場所 清須市春日公民館 大会議室

開 会 平成26年2月20日(木) 午後2時

出席委員 19名

- | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| 1. 渡辺秋郷 | 2. 大橋 浩 | 3. 石田紀與 | 4. 早川勝義 |
| 5. 浅井尊弘 | 6. 安田武雄 | 7. 瀬尾久善 | 8. 浅野佳伸 |
| 9. 成瀬恒雄 | 10. 三宅正恭 | 11. 日下部錠一 | 12. 石黒鉦俊 |
| 13. 川崎良一 | 14. 小崎 進 | 15. 小崎崇徳 | 16. 星野國雄 |
| 17. 加藤頌茲 | 18. 星野 満 | 19. 櫻井紀彦 | |

欠席委員 なし

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 寺井秀樹

主 事 島津行康・山田悠二・安藤敏秀

- 議事日程
1. 開会のことば
 2. 農地転用等について
 3. その他

事務局 只今より平成25年度第11回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長より開会のことばをお願いします。

会 長 こんにちは。委員の皆さん、2月に入り、節分、立春と除々にですが、季節は春に向かって進んでいます。しかし、まだまだ寒い日もありますので、委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。

では、只今から、平成25年度第11回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は19名での予定で、定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は3番 石田紀與 委員と13番 川崎良一 委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。
それでは、本日の議事日程(2)農地転用等について進みます。

【議案第23号】

- ・農地利用計画変更の申出について … 2件

【議案第24号】

- ・農地法第3条による許可申請 … 1件

【議案第25号】

この案件の地元の委員は、星野委員・三宅委員さんですがいかがでしょうか。

星野委員 別段問題ありません。

三宅委員 排水路の確保をしていただければ、問題ありません。

会長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。
ないようですので、この案件について、当農業委員会として承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続いて、【議案第24号】農地法第3条による許可申請に入ります。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、会長。
議案第24号について、説明させていただきます。
番号13番について、●●●●●●●●●●、面積3,004㎡、登記、現況とも畑です。賃貸人●●●●様、賃借人●●●●様とした2年間の賃貸借権の設定となっています。

●●様は●●●にお住まいですが、お勤めで耕作の継続ができないという事、一方、●●様は経営規模の拡大をされたいという事で合意され、賃貸借権の設定により農地を借り受けるものです。以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。
この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。委員のみなさんで何かありませんか。
この案件の地元は、小崎崇徳委員ですが・・

小崎委員 別段問題ありません。

会長 ありがとうございます。他に何かご質問、ご意見等ありませんか。

ないようですので、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。この案件について原案のとおり当農業委員会として許可することといたします。

続いて、【議案第25号】農地法第4条による許可申請に移ります。
この件につきましては事務局に説明を求めます。

事務局

はい、会長
議案第25号について、説明させていただきます。
それでは、番号32番をお願いします。
申請地は、市街化調整区域の清須市●●●●●●●●●●、登記現況ともに田、
面積441㎡です。
所有者は●●●●様で、店舗兼住宅を建築するための農地転用です。
●●様は現在、住所地の●●で生活しておられます。●●の会社の●●に
入っていた●●●、●●は無くなり、残り6筆を所有しておりますが、すべ
て調整区域です。今回の計画は、そのうちのひとつで、2本の道路に面してい
る角地です。●●●免許を持っているということで●●●●●●の●●●●●●を
行う予定です。他の4筆は面積が狭く、もう1筆は隣地です。
申請地は、●●●●●●自動車道●●●インターチェンジから300m
以内の3種農地と判断でき、運用通知第2の1の(1)、エー(ア)－a－(b)
に該当します。一般基準についても他法令の許可見込みがありますので、よ
ろしくお願いします。

続いて、番号35番をお願いします。
この案件については、平成26年1月23日に行われた、農用地を除外す
るための「尾張地域農業振興地域整備対策班会議」において、審議の結果、
「除外やむを得ない」との回答を受け、今回、農地転用の許可申請をされた
ものです。
所有者は●●●●様で、場所については●●●●●●●●●●、登記現況と
も畑、面積226㎡です。自己用住宅を建築するための農地転用であります。
申請者の●●●●は、現在●●●●●●●●●●●●●●●●を借地し居住していますが、
土地所有者の返還請求より土地を明け渡すことになりました。
申請者が所有する土地は、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●のうち、●
●●●●●を選択し計画しました。
他に●●●●市・●●●市の市街化区域2筆と調整区域の●●市●●●●1筆
を検討したものの、折り合いがつかず申請しました。
申請地は、●●●●地域で10ha以上であるため、立地基準によると、
当該農地の区分は第1種農地と判断でき、運用通知第2の1の(1)、イー(ア)
－aに該当します。
また、宅地化が進む辺縁部となり既存集落に隣接していますので、許可基
準ではイー(イ)－c－(d)に該当します。一般基準についても他法令の
許可見込みがありますので、よろしく申し上げます。
以上、説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。
この案件について、委員のみなさんで何かご意見はありませんか。
この案件の地元は、石田委員・三宅委員ですが・・・

石田委員

別段問題ありません。

三宅委員 排水路の確保をしていただければ、問題ありません。

会 長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。

ないようですので、この案件について、当農業委員会として承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。この案件について当農業委員会として承認することといたします。

続いて、【議案第26号】農地法第5条による許可申請に移ります。

この案件につきましては、17番 加藤委員は、利害関係人となりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により離席をお願いします。

《加藤委員 離席》

では事務局に説明を求めます。

事務局 はい、会長

議案第26号について、説明させていただきます。

それでは、受付番号151番をお願いします。

申請地は、清須市●●●●●●●●、同●●●●●、同●●●●●、同●●●●●、同●●●●●、同●●●●●、同●●●●●、同●●●●●、同●●●●●及び同●●●●の合計11筆。いずれも登記現況とも畑、合計面積は1,493.59㎡です。

申請地は、市街化調整区域内で●●●●●道路●●●●●線●●●●●出口から300m以内の場所となり、3種農地になります。

賃貸人は●●●●●様・●●●●●様・●●●●●様・●●●●●様・●●●●●様・●●●●●様の計6名と、賃借人は●●●●●様とした、賃貸借権設定による、店舗兼駐車場を建築するための農地転用であります。

申請地は市道●●●●●線に面しているため交通状況も良好で、商品の搬出入も容易で、周辺には既存集落が相当数点在しているため、ドライバーの皆様や地域の方々に利用していただくと確信し関係地主の了解も得られているため出店を決意されました。出店にあたっては、利便性・安全性・採算性等を配慮し最良の店舗配置計画・駐車場計画を行いました。

また、許可基準についても、運用通知第2の1の(1)からエー(ア)ーaー(b)に該当します。また他法令関係についても申請中でありまして、特段問題があるとは考えられませんのでよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について、委員のみなさんで何かご意見はありませんか。

この案件は、星野満委員でよろしいでしょうか・・・

星野委員 別段問題ありません。

会長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。
ないようですので、この案件について、当農業委員会として承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。この案件について当農業委員会として承認することといたします。

では、ここで加藤委員の入室を許可します。

《加藤委員入室》

会長 ただいま、加藤委員が入室されましたので、先ほど審議しました議案第26号農地法第5条許可については、原案どおり承認したことをご報告します。

続いて、【議案第27号】清須市農業委員会 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、【議案第28号】清須市農業委員会 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、この2議案は関連性がございますので、一括して議題といたします。

では、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、会長

平成21年12月15日に改正農地法が施行され、「農業委員会の適正な事務実施について」ということで、農業委員会の業務の透明性向上、全国的な公平性・公正性の確保等を図る観点から改正され、平成23年度より順次実施しているものであります。

そのため、清須市農業委員会としても平成23年度より清須市農業委員会の活動に対して目標の設定及び活動計画を策定、そして、その策定した、目標及び活動計画に対しての点検・評価をそれぞれ農業委員会で実施し、それを公表、意見を徴収するとともに、その徴収した意見を踏まえた、点検・評価並びに目標の設定及び活動計画にすることとしています。

それでは、内容について説明させていただきますので、「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」の資料をお願いします。

法令事務に関する点検で、1:総会等の開催及び議事録の作製(1)~(4)アに○をつけています。

2:事務に関する点検(1)農地法第3条に基づく許可事務の1年間の処理件数14件。(2)農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)許可案件ですが、1年間の処理件数21件です。(4)情報の提供等 貸借借情報の調査・提供では対象件数は2件、農地の権利移動等の状況把握の調査対象件数は159件、農地基本台帳の整備の対象面積は345haです。

遊休農地に関する措置では、管内農地面積298ha, 遊休農地面積1.

8 h a 割合では0.6%です。平成25年の実績は目標2.4 h a 対して実績1.8 h a で75%まで減少した結果になりました。指導件数は71筆で指導対象者55人でした。

Ⅲ 促進等事務に関する評価では農家数719戸、並びに認定農業者11経営と減少しています。

担い手への農地の利用集積は、農地バンク制度を利用して2 h a の目標がありました。実績としては300㎡で達成率は1.5%でした。

続いて、議案第28号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」をお願いします。

こちらについては、議案第27号の平成25年度の点検・評価を参考に平成26年度の活動計画を策定しました。

法令事務の遊休農地に関する措置は、目標として平成25年度実績の1.8 h a から1.5 h a を解消する案で、今、以上に仕事と兼業されて耕作できない方や高齢のため耕作ができない方や後継者不足など耕作放棄地の解消の周知と制度利用での解消をアピールしたいと思います。

Ⅱ 促進等事務の1 認定農業者等担い手の育成及び確保では、認定農業者数の目標として12経営と設定し、2 担い手への農地の利用集積は耕作放棄地解消目標である1.5 h a にしました。

この2案件は、農業委員会終了後、閲覧により、地域の農業者等から意見及び要望を募集することとなっています。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について、委員のみなさんで何かご意見はありませんか。

渡辺委員 I 法令事務に関する点検、1 総会等の開催日・公開である旨の周知状況ですが、「ア：周知している」に印をつけていますが、周知の方法が「特になし」とのことですが整合性がないと思います。

2 事務に関する点検(4)情報の提供等の農地基本台帳の整備の対象農地面積345 h a とⅡ法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価1 現状及び課題の管内農地面積298 h a の面積は同一ではないでしょうか。

事務局 はい、会長
具体的には市ホームページ及び農業委員会にて公表していますので、追記し訂正させていただきます。
面積については、農用地・農振・調整区域・市街地田畑の面積を精査し、見直します。

加藤委員 農業基本台帳面積と管内農地は定義が違うので、同一ではないです。

事務局 面積については、一度再確認し、次回説明したいと思います。

会 長 では、継続審議として、当農業委員会の回答としてよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。続いて、【議案第29号】下限面積(別段の面積)

の設定について、移ります。では、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、会長

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段に面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度の下限面積（別段の面積）の設定の提案をいたします。

提案内容は、（1）農地法施行規則第17条第1項の適用については【方針】現行の下限面積（別段の面積）20アールの変更は行わない。【理由】として2010年農林業センサスで20アール以下の農地を耕作している農家が全農家のおおむね40％となっていることや、その後の状況も大きく変化をしていないためです。また、設定基準である2015年農林業センサスは平成27年2月1日予定しているためです。

（2）農地法施行規則第17条第2項の適用については【方針】現行の下限面積（別段の面積）20アールの変更は行わない。【理由】として管内の耕作放棄地は、従来より拡大していない状況であるためです。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。
この案件について、委員のみなさんで何かご意見はありませんか。

小崎委員 別段の面積ですが、反別という単位の意味でしょうか。

事務局 はい、会長

農業委員会が、農地法第3条で定める農地の権利取得にあたっての農林水産省令で定める基準に従い、市町村区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになりました。

農業委員会は、毎年、この下限面積を別段に面積として設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

会長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。

渡辺委員 2010年農林業センサスで20アール以下の農地を耕作している農家が全農家のおおむね40％となっているところですが、40％以上なのか未満なのかどちらでしょうか。

事務局 はい、会長

農林業センサスの面積別は10アール単位になっており、20アール以下の農地を耕作している農家は全農家の40％未満になっています。

会 長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。
ないようですので、この案件について、当農業委員会として承認してよろ
しいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。この案件について当農業委員会として承認するこ
とといたします。続いて、【議案第30号】清須市賃貸借情報の公表につい
て、議題といたします。では、事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、会長

平成21年12月の農地法の改正により、標準小作料制度が廃止
され、標準小作料に代わる農地の賃貸借契約を締結する際の目
安となるよう、農業委員会が賃借料の情報提供を行い、平成25
年1月から12月までに清須市農業委員会を通じて賃貸借契約の締結のあ
った農地の賃借料水準(10aあたり)を公表するものです。

対象地域は清須市全域、対象農地は賃借権が設定された田または畑になり
実績として田の契約は無く、畑では2件でした。賃貸借内容は最高・最低・
平均ともに10,000円です。この賃借料情報は、拘束力はなく賃借料決
定の参考として提供するものです。実際の契約の際には、貸し手と借り手の
両方で協議の上、賃貸借契約を締結していただきます。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について、委員のみなさんで何かご意見はありませんか。
ないようですので、この案件について、当農業委員会として承認してよろ
しいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。この案件について当農業委員会として承認することと
いたします。

【報告第31号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出に入ります。
地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

番号29番、●●●●●●●●●● 登記畑、現況宅地、面積33㎡、転用目
的は宅地拡張で始末書有りですが、問題ありません。

番号30番、●●●●●●●●●●●●●●●● 登記田 現況雑種地、面積35
0㎡ 転用目的は露天駐車場で始末書ありです。

大橋委員 問題ありません。

会 長 番号31番、●●●●●●●●●● 登記畑 現況宅地、面積24㎡ 転用目
的は一般個人住宅で始末書ありです。

小崎委員 問題ありません。

会 長 番号33番、●●●●●●●● 登記田 現況畑、面積259㎡ 転用目的は露天駐車場ですが、問題ありません。

番号34番、●●●●●●●● 登記畑 現況雑種地、面積370㎡ 転用目的は共同住宅で始末書ありです。

三宅委員 問題ありません。

会 長 番号36番、●●●●●●●● 登記畑 現況畑一部境内地、面積358㎡ 転用目的は露天駐車場で始末書ありです。

成瀬委員 問題ありません。

会 長 番号37番、●●●●●●●●●●●●及び●●●●●●●● とともに登記畑 現況宅地、合計面積138㎡ 転用目的は一般個人住宅で始末書ありです。

三宅委員 問題ありません。

会 長 ありがとうございます。
続いて、【報告第32号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出に入ります。

番号133番 ●●●●●●●●、登記現況とも畑、面積181㎡、所有権移転による店舗への転用です。

浅野委員 問題ありません。

番号134番 ●●●●●●●●●●●●●●、登記現況とも畑、合計面積293㎡、所有権移転による一般個人住宅への転用です。

日下部委員 問題ありません。

番号135番 ●●●●●●●●●●●●●●及び●●●●●●●●、登記畑、現況雑種地、合計面積214㎡、使用貸借権設定による一般個人住宅への転用で始末書ありです。

浅野委員 問題ありません。

番号136番 ●●●●●●●●●●、登記畑 現況雑種地、面積45㎡、所有権移転による露天駐車場への転用で始末書ありです。

成瀬委員 問題ありません。

番号137番 ●●●●●●●●●●、登記畑 現況雑種地、面積17㎡、所有権移転による露天駐車場への転用で始末書ありです。

成瀬委員 これも、問題ありません。

番号138番 ●●●●●●●●、登記田 現況畑、面積129㎡、所有権移転による一般個人住宅への転用です。

浅野委員 問題ありません。

会長 番号139番 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●及び●●●●●●、登記現況とも田、合計面積476㎡、所有権移転による分譲住宅2棟への転用です。

渡辺委員 問題ありません。

番号140番 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、登記田現況宅地、面積279㎡、所有権移転による一般個人住宅への転用で始末書ありです。

渡辺委員 問題ありません。

会長 番号141番 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、登記現況とも畑、面積340㎡、所有権移転による露天駐車場への転用です。

瀬尾委員 問題ありません。

会長 番号142番 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、登記畑 現況公衆用道路、面積9.91㎡、登記地目変更及び所有権移転への転用です。

瀬尾委員 問題ありません。

会長 番号143番 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、登記現況ともに田、面積247㎡、所有権移転による一般個人住宅への転用です。

日下部委員 問題ありません。

会長 番号144番 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、登記現況ともに畑、面積236㎡、所有権移転による一般個人住宅への転用です。

日下部委員 問題ありません。

会長 番号145番 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、登記田現況宅地、及び2397-4、登記畑現況宅地、面積295㎡、所有権移転による一般個人住宅への再転用です。

瀬尾委員 問題ありません。

会長 番号146番 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、登記現況ともに田、面積961㎡、所有権移転による資材置場への転用です。

説明いたします。

緑色に判定した5筆ですが、直ちに耕作可能な土地です。黄色判定ですが前回と比較して10筆減、2,693㎡減です。赤色判定は前回と比較して17筆減、4,251㎡減です。全体では、筆数は22筆減となり、面積は6,049㎡減になりました。今後も周知していきたいと思えます。

その他につきましては以上です。

会長 他に、何かご意見等がありますか。

なければ、次回の開催について確認します。

平成26年3月20日、木曜日、午後2時から、場所は清須市役所本庁舎3階大会議室にて開催します。

以上で、平成25年度第11回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後3時30分—

会長

3番委員

13番委員
